

「法教育」の現状と課題

—官と民の取組に着目して—

福井大学准教授 橋 本 康 弘

I はじめに

「法教育」が日本に紹介されて34年¹、日本で本格的にアメリカ合衆国の「法教育」カリキュラムや単元・授業レベルが紹介されるようになって19年²になろうとしている。この間、日本の「法教育」は劇的に進化した。従来、憲法教育としての「法教育」が実践されてきたが、法の学習はその内容・方法とも拡張・改善されることとなった。本稿では、この間の「法教育」の展開と現状について、法務省、文部科学省、学会、民間諸団体における「法教育」(研究)を取り上げ、まとめるとともに、現在の「法教育」が抱える課題について筆者の私見を述べることにしたい。

II 「法教育」の現状

1. 官による「法教育」の展開

(1) 法務省による「法教育」

① 日本版「法教育」の誕生

法務省による「法教育」の取組は、法教育研究会(2003年設立)から本格始動した。法教育研究会は、司法制度改革審議会意見書に「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させることが望まれる」と述べられたことを受け、2003年7月29日に法務省において司法及び法に関する学習機会を充実させるための調査研究等を行うことを目的として、発足した。法教育研究会は、法務省・文部科学省や、法曹三者、司法書士会、法学者、教育学者、学校現場、民間企業、主婦連合会の委員で組織され、そこでは、司法教育といった狭い範囲だけではなく、幅を拡げた議論を行い、最終的に、法教育研究会は、日本版「法教育」の定義を示すことになった。その内容は以下の通りである。

「法教育」とは、広く解釈すれば、法や司法に関する教育全般を指す言葉である。しかし、より具体的には、アメリカの法教育法（Law-Related Education Act of 1978、P.L.95-561）にいうLaw-Related Educationに由来する用語であって、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を特に意味するものである。これは、法曹養成のための法学教育とは異なり、法律専門家ではない一般の人々が対象であること、法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなく、法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育であること、社会に参加することの重要性を意識付ける社会参加型の教育であることに大きな特色がある³。

この日本版「法教育」の定義は、従前行われていた憲法条文教育・判例教育といった法的「事実」教育だけではなく、法やルールの背景にある価値観・原則、法的なものの考え方といった、法的「価値」、法的「技能」を射程に入れた教育内容を想定したものであり、従前の法に関する学習における教育内容を広範化する考え方であった。その新しい教育内容の一端を示したのが、法教育研究会が作成した4つの授業例であった。

② 新しい教育内容・授業展開を示した4授業例

法教育研究会の下に法教育教材作成部会が設置され、学校現場の教員や法曹三者などが協同して中学校社会（公民的分野）に該当し、当時の学習指導要領（平成10年版）に対応した授業例を作成した。4つの授業例とは、「ルールづくり」「私法と消費者保護」「憲法の意義」「司法」に関するものである⁴。4つの授業例をまとめたものが、次の表1である。

表1 4つの授業例の概要と教育的意義（筆者作成）

テーマ	ルールづくり	私法と消費者保護	憲法の意義	司法
学習プロセス	地域で発生する可能性のある紛争（ごみ収集に関するもの、マンションで発生する騒音を巡るもの）について、その解決策を考案し、最終的に町内会規約（きまり）を作成する	売買契約書を作成する中で、契約書を作成する意義を学び、また、契約を「解消できるとき」と「できないとき」や、私的自治の原則から、契約の考え方を学ぶ	「みんなで決めて良いこと」「決めるにはいけないこと」について、クラスの様々な出来事を事例にして考察する中で、民主主義と立憲主義の原則などについて学ぶ	話し合いで紛争を解決することの必要性を学んだ後で、話し合いで解決できない場合に裁判を利用できること、また紛争事例を取り上げて、ロールプレイすることで民事裁判や刑事裁判の過程と機能などについて学ぶ。

学習内容	町内会規約を作成する過程もしくは作成した町内会規約を評価する視点（ルールの特長性、明確性、目的の合理性と手段の相当性など）	私的自治の原則から契約自由の原則、そして、その例外規定としての消費者基本法	立憲主義、民主主義、個人の尊厳、基本的人権の尊重、国民主権の考え方など	民事裁判や刑事裁判の特徴、裁判員制度の意義
教育的意義	「みんなで合意」することを目的とし、終えていた授業に対して、新たに合意する上で必要なルールを評価するための視点を提示したこと	悪徳商法から自身を守るために消費者法があるといった内容理解に止まっていた授業に対して、私法の原則から例外規定としての消費者法があるといった法の論理で授業が展開していること	憲法的価値を前提化し、「大切である憲法」の内容を教授する授業に対して、政治と権力の視点から、立憲主義、民主主義を読み解き、憲法の存在意義について論理的に授業展開していること	民事裁判や刑事裁判の法廷の図を示し、裁判官や弁護士、検察官などの役割を説明する授業に対して、なぜ裁判が必要になるのかについて理解できるように授業展開になっていること

4つの授業は、従来学校現場で行われている一般的な法授業とは異なるアプローチで作られた授業だったと総括できる。憲法や私法については、法の原則をスタートラインにし、法の論理で授業展開している点、司法は、なぜ裁判制度があるのか、といった裁判の社会的意義から授業展開している点、そして、ルールづくりは、これまでにない新しい法教育内容としてのルールの評価の視点を提示した点、いずれも、法を教える時にどのような授業展開が望まれるのか、現場の教員にとっては目から鱗の授業だったのではないかと考える。

③ 4授業例の学校現場での展開支援と新しい授業開発

法教育研究会の活動が終わり、法務省はその「後進組織」として法教育推進協議会を立ち上げた。法教育推進協議会は、「法教育」の推進を行うために、様々な取組を行ってきた。先述の4授業例について、その授業展開の支援を行うために、学校の教員から出てきた授業を行う上での疑問に答えた書籍等を刊行したり⁵、新たに小学校や中学校、高等学校での授業例の開発を行った⁶。現在は、学校現場における法教育実践の実情調査を行い、今後の「法教育」の発展のための検討を行っている⁷。

(2) 文部科学省による「法教育」

① 法教育研究会「報告書」の学習指導要領改訂へ及ぼした影響

「骨太の方針2004」において司法制度改革の推進が謳われ、2005年には関係省庁連絡会議が設置され、文部科学省をはじめ関係省において「法教育」の推進を行うこととされた。2005年には、既に法務省では法教育研究会による最終報告書が出されており、また、2005年は後進の法教育推進協議会が発足した年である。学習指導要領改訂についても、中央教育審議会教育課程部会での議論が本格的に始まったのが2005年であった⁸。法務省法教育研究会での議論は、文部科学省の関係者も加わっており、後の学習指導要領改訂にそこでの議論が一定の影響を及ぼしたと考えても不思議ではない。また、学習指導要領の改訂作業では、従前から重視されてきた「生きる力」に加え、PISA型学力やキー・コンピテンシーの育成の重視に注目が集まった。キー・コンピテンシーの中には、「紛争を処理し解決する」「自らの権利、利害、限界やニーズを表明する」⁹といった能力が取り上げられており、その内容は「法教育」とも直結する。また、司法制度改革の流れもあり、「社会経済システムの在り方の変化の中で社会形成の主体としての子どもたちの養成¹⁰」に関わる教育内容として「法教育」の内容が取り上げられ、最終的には、社会科・公民科で「法や金融などに関する内容の充実」¹¹が図られた。

② 改訂学習指導要領社会科・公民科における「法教育」の概要

改訂学習指導要領における「法教育」は、社会科・公民科、道徳、特別活動など多様な領域で学習することが可能になった。しかし、その中心は社会科・公民科である。その概要を示したのが表2である。

表2 改訂学習指導要領社会科・公民科における「法教育」（筆者作成）

学年・科目等	内容
小学校社会 3・4 年	(a) 「地域の人々の生活にとって必要な飲料水、電気、ガスの確保や廃棄物の処理」、「地域社会における災害及び事故の防止」の中で「地域の社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱う」（内容（3）（4）の取扱い）
小学校社会 6 年	我が国の「政治の働き」の学習の中で「(b) 国会と内閣と裁判所の三権相互の関係、(c) 国民の司法参加」などについても扱うようにすること（内容（2）の取扱い）
中学校社会 （公民的分野）	(d) 社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考えさせ、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解させる（内容（1）イ）、(e) 「法に基づく公正な裁判の保障」に関連させて、裁判員制度について触れること（内容（3）イの取扱い）。など。
高等学校公民科 「現代社会」	(f) 現代社会における諸課題を扱う中で、（中略）、幸福、正義、公正などについても理解させる（内容（1））、(g) 法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせるとともに (h) 裁判員制度についても扱うこと（内容（2）ウの取扱い）、(i) 経済活動を支える私法に関する基本的な考え方についても触れること（内容（2）エの取扱い）。など。
高等学校公民科 「政治・経済」	(j) 「法の意義と機能」、「基本的人権の保障と法の支配」、「権利と義務の関係」については、法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせるとともに、裁判員制度を扱うこと（内容（1）の取扱い）。など。

表を一瞥するとわかるように、小学校 3・4 年生から高等学校まで幅広く、「法教育」に関連する内容が取り入れられた。表 2 の内容を (a) ～ (j) に細分化し、その内容を類型化すると次のようになる。改訂学習指導要領社会科・公民科における「法教育」では、幸福、正義、公正といった法的な価値に関わる内容、見方や考え方といった法的な原則に関わる内容、裁判員制度といった法的な参加に関わる内容、そして、三権の相互関係といった法の制度に関わる内容が「法教育」に関わる内容として新たに引き上げられることとなった¹²。法務省法教育研究会の 4 授業例との関連で言えば、「ルールづくり」は「効率と公正」といった判断基準を明確にした授業づくりとして従前と比べて改善された形で新学習指導要領に取り上げられたし（(d) に当たる）、「私法と消費者保護」の授業で学んだ内容は、「私法に関する基本的な考え方」（(i) に当たる）

法的な価値に関わる内容	(d) (f)
法的な原則に関わる内容	(a) (g) (i) (j)
法的な参加に関わる内容	(c) (e) (h)
法の制度に関わる内容	(b)

に取り入れられたし、「憲法の意義」の授業で学んだ内容は、「法に関する基本的な見方や考え方」((g) (j) に当たる)に位置付け

可能だし、「司法」の授業で学んだ内容・方法は、学習指導要領の「国民の司法参加」「裁判員制度」((c) (e) (h) に当たる)の学習方法として採用できる。4授業例の内容・方法は、改訂学習指導要領の中でも生き続けている。

③ 改訂学習指導要領道徳・特別活動における「法教育」の概要

改訂学習指導要領では、社会科・公民科以外でも「法教育」の実践が可能である。本稿では、小学校・中学校における道徳・特別活動における「法教育」について整理しておきたい（表3参照）。

表3 改訂学習指導要領道徳・特別活動における小学校・中学校の「法教育」（筆者作成）

	内容
小学校・道徳	低学年 4（1）約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切に
	中学年 4（1）約束や社会のきまりを守り、公德心を持つ
	高学年 4（1）公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切に し進んで義務を果たす （2）だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努めるなど
中学校・道徳教育	4（1）法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。 4（2）公德心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。 4（3）正義を重んじ、誰に対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。
小学校・特別活動 (中学校も同様)	学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的・実践的な態度や健全な生活態度を育てる（「学級活動」の目標）など （1）学級や学校の生活づくり ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決 など

道徳では、法的な原則のうち、きまりや法の意義をいかに学ばせるのか、そして、実践的態度を養うのかが課題になってくる。また、特別活

動においては、実際に発生する生活上の諸問題の解決を図る際に、その解決策を法的なものの見方を用いて考案するといった実践的な態度を養う必要がある。比較的理論を学ぶ社会科・公民科と比べ、より実践的な態度形成を目指す授業を構想することが想定されている道徳・特別活動は、学級経営などに「法教育」の考えを生かすことが可能になるとの見解もあり¹³、「法教育」を実践することの意義が教員に伝わりやすくなり、現場教員の「法教育」を実践する上での意識付けにもつながることが期待される。

２．民による「法教育」の展開

(１) 学会における「法教育」研究

「法教育」を直接その研究対象として扱う「議論のフォーラム」である法と教育学会が、2010年9月5日に立ち上がった。本稿では、法と教育学会の学会誌『法と教育』¹⁴で取り上げられている論文・報告について、その内容を整理することで「法教育」研究の動向を把握したい（表４参照）。

表４ 『法と教育』掲載の論文・報告一覧と特色づけ（筆者作成）

著者名	論文・報告名（収録号）・特色
中原 朋 生	子どもの公正概念発達論にもとづく立憲主義道徳学習－米国キャラクター・エデュケーション教材を手がかりに－（１号）・幼稚園、アメリカ合衆国、カリキュラム研究
後 藤 直 樹	小学生の発達段階を考慮した法教育プログラム（１号）・小学校、授業研究
窪 直 樹	小学校第６学年社会科で行う法教育－国民の司法参加を取り上げた実践－（１号）・小学校、授業研究
神 谷 説 子	アメリカに観る法廷での法教育（１号）・アメリカ合衆国
渥 美 利 文	高等学校における法教育の展開－東京都高等学校法教育研究会の議論を手がかりとして－（１号）・高等学校、カリキュラム研究
古 家 正 暢	法的な見方・考え方を身につける授業づくりをめざして（１号）・中学校、授業研究、教員養成教育
河 村 新 吾	「ぶどう園の労働者」を考える（１号）・高等学校、授業研究

山下 純司	シエクスピアで模擬裁判－カナダにおける「法と文学」(1号)・大学、模擬裁判
荒川歩 他	犯罪被害者に対する理解を深めるための教育ゲーム:開発と実践(2号)・ゲーム、教材開発
今村 信哉	学校生活の問題解決を図る法教育－小学生の発達の段階に即した特別活動による実践(2号)・小学校、授業研究
井門 正美	役割体験学習論に基づく法教育－実践的法教育の理論的枠組(2号)・ゲーム、教員養成教育
飯 考行他	裁判員教育の検討(2号)・大学、模擬裁判
鈴木 隆弘	労働法教育の現状と課題(2号)・高等学校、授業研究
藤 井 剛	模擬裁判実施による生徒の変化(2号)・高等学校、模擬裁判
矢吹 香月	法教育実践における専門家と教師の連携の在り方－岡山における法教育実践例から考える(2号)・中学校、授業研究
太田 正行	高等学校における法教育カリキュラムについて－東京都高等学校法教育研究会の活動を通じて(2号)・高等学校、カリキュラム研究
吉田 浩幸	ルールから法へ－私的自治の視点から“身近なルール”をとらえる(2号)・中学校、授業研究
上田理恵子	教員養成課程における法教育の担い手養成にあたって－教科専門教育担当教員の視点から(2号)・教員養成教育

校種別では、小学校から大学、教員養成教育まで幅広く研究が進められている。また、研究内容も授業開発や「法教育」授業を設計するための技法に関する研究といった授業研究や、「法教育」のカリキュラム開発を視野に置いたカリキュラム研究、「法教育」独特の模擬裁判に関わるゲームの開発や、模擬裁判授業の改善の方向性を検討する研究といった、模擬裁判教育に関する研究が多くを占めていることがわかる。他方、「法教育」で重要な法曹関係者との連携による授業実践についても報告されている。また、犯罪被害者に対する理解を深めるゲーム研究などは新分野だと言えるだろう。

(2) 民間諸団体による「法教育」

全ての民間諸団体による「法教育」の取組を取り上げることは紙幅上不可能なので、筆者が関わりのある団体と注目している団体を取り上げ、簡単にこれらの団体の取組をまとめることとする。

① 弁護士会による「法教育」

日本弁護士会「市民のための法教育委員会」がこれまでの「法教育」を推進するエンジンであったことは周知のことだろう。「市民のための法教育委員会」は、「法教育」に関連する様々な書籍を刊行している他、現在は、小学校・中学校用の「法教育」教材の開発を行ったり、高校生模擬裁判選手権の取組に関連して、模擬裁判教材の作成や支援弁護士の派遣などを行っている。また、単位会レベルで「法教育」に関する教員研修を行ったり、「出前授業」、模擬裁判ゲームの開発などに取り組んでいる¹⁵。

② 司法書士会による「法教育」

日本司法書士会も「法教育」活動を先駆け的に行ってきた団体だろう。元々消費者教育からスタートしている関係上、「私法教育」に関わる教材開発に鋭意取り組んできた。現在、単位会の85%が「法教育」の取組に関わっており¹⁶、「法教育」に熱心に取り組んでいる団体である。

③ 全国民主主義教育研究会による「法教育」

全国民主主義教育研究会は継続的な「法教育」研究に取り組んでいる。機関誌『民主主義教育21』のVol.2では、「立憲主義と法教育」がテーマに取り上げられている。同研究会は、憲法教育の充実を図ることを主眼として研究を進めている。憲法の価値・考え方を子どもによりわかりやすく教えていくことも大切であり、引き続き、同研究会の取組についても注目していきたい。

Ⅲ 「法教育」の課題—おわりに代えて—

以上、法務省、文部科学省、学会、民間諸団体における「法教育」の取組について概観してきた。これらの概観を踏まえ、今後の「法教育」の課題について思いつくまま列挙していく。

1. 学習指導要領の改訂に合わせた「法教育」教材・授業開発

改訂学習指導要領が施行されて「法教育」の内容がより具体的に示さ

れたが、一方で、新規性のある内容領域、特に法的な価値に関わる「対立と合意、効率と公正」「幸福、正義、公正」の授業化に当たっては、その概念内容の難しさもあり、学校現場での授業開発が課題となっている¹⁷。また、「対立と合意、効率と公正」「幸福、正義、公正」などは、中学校社会（公民的分野）や高等学校「現代社会」の冒頭で学習し、それぞれの内容を理解させた後で、これらの「枠組み」を活用して社会における諸問題を考察することとなる。いわゆる「活用」の授業づくり・教材開発も喫緊に求められるところである。例えば、「一票の格差」の問題は、「機会の公正」「手続きの公正」に関わる問題であり、政治学習の最後で、「公正」概念の「活用」事例として取り上げることが可能であるし、「消費税増税」の問題は「結果の公正」に関わる問題として取り上げることができ、経済学習の最後に位置付けることが可能だろう。いずれにしても、生徒にとっても教員にとっても関心が高い教材を見付け、そして、その問題の解決のプロセスの中で考えるべき法的な視点を明確化すること、その際、その事例であれば、機会の公正は何を指すのか、結果の公正を考える上でどのような視点を持つ必要があるのかといった問いを踏まえて授業を作ることが、「法教育」授業を成功させる上での鍵になる¹⁸。そのためには、「法教育」の担い手でもある法曹関係者と学校教員との協同した教材開発、授業開発が求められる。

2. 特別支援学校の児童・生徒に対する「法教育」

先述の『法と教育』、民間諸団体における「法教育」でも、特別支援学校の児童・生徒に対する「法教育」（研究）がほとんどなされていない。特別支援学校の児童・生徒に対する「法教育」は障害児の多様な状況などを把握した上で実践を行う必要があり、また障害児教育の研究者や特別支援学校の教員との協同でなされることが有効であるので、今後その在り方について検討していく必要があるだろう。

3. 学校教員（教員養成課程学生）に対する「法教育」

教育内容・教材開発研究も大切であるが、一方で「法教育」の重要な担い手である教師教育の在り方についても検討していく必要がある。先述した『法と教育』には、教員養成教育としての「法教育」をテーマとして取り上げられたものがあるが、まだまだこの分野の研究・実践は未開拓と言える。教員養成教育としての「法教育」について、教科内容領域（法学など）との関連を図ったカリキュラム開発研究も重要である。他方、学校教員の「法教育」研修の在り方を検討することも重要である。単に「法教育」の在り方を理論的に学ぶだけでは不十分である。「法教育」の授業を確実に作ることができる教員の養成、それこそが、「法教育」を確実に進めていくためには不可欠である。

4. 社会人に対する「法教育」

これまでの研究は、『法と教育』掲載論文を見てもわかるように、学校教育段階における教育研究がほとんどである。しかし、「法教育」を「法的な素養を持ち合わせた冷静に問題に対処できる市民、法制度を批判的に検討できる市民」を育成する教育として捉えるならば、むしろ、有権者としての市民への「法教育」（研究）も重要ではないだろうか。生涯教育としての「法教育」について、その在り方についてもそろそろ検討していく時期になっているように感じる。

5. 新しい「法教育」領域の開拓

筆者はアメリカ合衆国における法関連教育（Law-Related Education）研究をこれまで積み重ねてきた。いかんせん、教育現場が学習指導要領に縛られる日本においては、改訂学習指導要領下での「法教育」の教材開発が大切である。他方、日本の教育の現状・課題を踏まえた場合、どのような教育内容の導入が日本に必要なのか、そのヒントが外国研究を行うことで見えてくる。筆者は最近、渡米し、ハワイの児童・生徒による「民事紛争処理学習」について調査してきた。ハワイの学校の中には、

先生の推薦等によって選ばれた児童・生徒によるmediator（調停者）がいる場合がある。そして様々な人種・出自で構成されるmediatorが、学校・学級の「無視」「からかい」「お金の貸し借り」などが原因で発生する紛争に関して、対立する両者の「言い分」をopen-endな問い（Yes,Noで答えられない問い）で見事に引き出し、両者の対立の解消の「落としどころ」を両者に探らせる（解決策を策定する支援をする）役割を担っている。児童・生徒によるmediatorを置くことで、学級で発生する（重大な）いじめの防止に結果的につながる、また、mediatorの問題対処能力を上げることになる、(mediator自身が) 怒りを抑えるといった資質を身に付けることが可能になるとmediationに関わる教員が述べていた。このようなpeer mediation（調停教育）を行うことは紛争処理能力の育成を目標の一つとする「法教育」とも関連付けられる。「法教育」領域とも関連する新しい教育内容を開拓すること、そして、その教育可能性を検討すること、そして実験的に導入すること、そうすることが「法教育」の教育的意義を高め、結果的に「法教育」の持続可能な発展につながるだろう。

「法教育」を巡る課題は他にも様々あるだろう。「法教育」（研究）に携わる者は、改訂学習指導要領に位置付いたことを一つの目標を達成したこととせず、引き続き、前述の課題を解決するよう努力していく必要があるだろう。

【註】

- 1 安藤輝次「アメリカ社会科の新傾向：法教育」大阪市立大学文学部教育学研究室『教育学論集』第4号、1978年、pp.45-57.
- 2 江口勇治「社会科における「法教育」の重要性－アメリカ社会科における「法教育」の検討を通して」日本社会科教育学会『社会科教育研究』第68号、1993年、pp.1-17.
- 3 法教育研究会『はじめての法教育』ぎょうせい、2005年、p.2.
- 4 前掲書3）、pp.40-131.

- 5 法教育推進協議会『はじめての法教育Q&A』ぎょうせい、2007年
- 6 裁判員教育、私法分野、小学生に対する「法教育」の教材が開発され、法務省のホームページに掲載されている。http://www.moj.go.jp/shingi_1/kanbou_houkyo_kyougikai_index.html
- 7 岡田志乃布「法務省における法教育の推進－法教育推進協議会の活動を中心とした法教育全体を巡る回顧と展望」『法律のひろば』vol.65/No.10、2012年、p.13.
- 8 中央教育審議会『幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）』、2008年、p.3.
- 9 立田慶裕監訳、ドミニク・S・ライチェン、ローラ・H・サルガニク編『キー・コンピテンシー－国際標準の学力をめざして〈OECD Deseco（コンピテンシーの定義と選択）〉』明石書店、2006年、p.201.
- 10 前掲書8）、p.82.なお、同書では、「社会経済システムの変化」の中で将来の社会を担う子どもたちには、新しいものを創り出し、よりよい社会の形成に向けて、主体性をもって社会に積極的に参加し課題を解決できる力を身に付けさせることの重要性から法に関する学習の充実が図られることになったと整理されている。
- 11 前掲書8）、p.82.
- 12 新学習指導要領社会科・公民科における「法教育」の詳細については、橋本康弘「新学習指導要領における法教育－法教育に関して法律実務家に求められること」、前掲書7）、pp.4-10.が詳しい。
- 13 弁護士フェスタin KANAGAWA（2012年11月18日）におけるパネルディスカッションで、神奈川県茅ヶ崎市立汐見台小学校の山田剛輔教諭が小学校低学年における「法教育」実践について報告する中で、上から目線での「きまり」の押しつけよりも、児童同士で「きまり」を考える「特別活動」等の授業実践を行うことが、学級経営上も有意義であったとの報告があった。
- 14 法と教育学会編『法と教育』vol.1、商事法務、2011年、『法と教育』vol.2、商事法務、2012年より論文・報告を抜き出した。なお、設立準備総会やパネルディスカッションはその内容から外した。
- 15 船岡浩「拡大する弁護士会の取組について」、前掲書7）、pp.30-36.
- 16 高橋文郎「司法書士会の法教育の取組－市民に寄り添う法律家として」、前掲書7）、pp.37-42.
- 17 「対立と合意、効率と公正」「幸福、正義、公正」に関する授業開発をテーマにした公開シンポジウムが法に関する教育教材開発研究会主催で2012年6月17日に開催された。そこでは、授業開発の在り方について法学や経済学の研究者も交えて熱心な議論が行われた。

18 先行事例として、「環境税の導入の是非を巡る授業」がある。この授業では、「結果の公正」について考察することが求められる。詳しくは、文部科学省『言語活動の充実に関する指導事例集～思考力、判断力、表現力等の育成に向けて～【中学校版】』2012年、pp.61-62.なお、文部科学省のホームページからも同授業を検索出来る。http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/gengo/1306108.htm